

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 23 号)

## 目 次

規 則	訓 令
○私立学校法施行細則等の一部を改正する規則 (総務課) 1	○官報報告規程の一部改正 (総務課) 8
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部 を改正する規則 (行政経営課) 2	○電磁的記録を使用して行うことができる保存等の一部 改正 (行政経営課) 8
○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (同) 3	○高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律及び火薬類取締法の規定に基づ く聴聞会実施要綱の一部改正 (消防保安課) 9
○石川県消費生活支援センター条例施行規則の一部を改 正する規則 (県民生活課) 7	

## 規 則

私立学校法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第九号

私立学校法施行細則等の一部を改正する規則

(私立学校法施行細則の一部改正)

第一条 私立学校法施行細則(昭和五十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは高等学校」を「義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校」に改める。

第七条第二項中「又は高等学校」を「義務教育学校、高等学校又は中等教育学校」に改める。

(石川県財務規則の一部改正)

第二条 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第十四号中「市町村立」を「市町立」に、「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

(石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

一 石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例施行規則(昭和五十四年石川県規則第四十五号)第二条第一項第一号

二 石川県立美術館使用料条例施行規則(昭和五十八年石川県規則第六十五号)第四条第一項第一号

三 石川県立歴史博物館使用料条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十四号)第五条第一項第一号

四 四高記念文化交流館条例施行規則(平成二十年石川県規則第二号)第十一条第一項第一号

(石川県立総合看護専門学校学則の一部改正)

第四条 石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の表看護学科の項第一号中「又はこれに準ずる学校」を「若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校」に改める。

(石川県調理師法施行細則の一部改正)

第五条 石川県調理師法施行細則(昭和三十四年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「中学校卒業以上の学歴を証明する卒業証明書又は卒業証書の写し」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定するものであることを証する書類」に改める。

(のと海洋ふれあいセンター条例施行規則及び石川県都市公園条例施行規則の一部改正)

第六条 次に掲げる規則の規定中「中学校」の下に「義務教育学校、中等教育学校の前期課程」を加える。

一 のと海洋ふれあいセンター条例施行規則(平成六年石川県規則第二十六号)第七条第一項第五号

二 石川県都市公園条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十四号)第十三条第二号

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第七条 石川県訓練手当支給規則(昭和三十九年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。

(石川県立産業技術専門学校条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県立産業技術専門学校条例施行規則(昭和三十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加え、「中学校を卒業した者」を「中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は同法による中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

第十三条第一号中「中学校卒業見込者」の下に「義務教育学校卒業見込者又は中等教育学校前期課程修了見込者」を加える。

第十三条第二号中「高等学校卒業見込者」の下に「又は中等教育学校卒業見込者」を加える。

(職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例施行規則(平成二十五年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表普通課程の部訓練の対象者の項中「中学校卒業者」という。)の下に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者(以下「義務教育学校卒業者」という。)」を加え、同部訓練期間の項中「中学校卒業者若しくは」の下に「義務教育学校卒業者若しくは」を加える。

(石川県育英資金貸与規則の一部改正)

第十条 石川県育英資金貸与規則(昭和三十八年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項を次のように改める。

十二 削除	
-------	--

第二条の表二十五の項ホを次のように改める。

ホ 省令第四条の十六第五項に規定する仮使用認定通知書

第二条の表二十五の項チ中「第十条の五第二項」を「第十条の四の二第二項」に改め、同項リ中「第十条の十六第三項及び第四項」を「第十条の十六第四項及び第五項」に改める。

第二条の表に次のように加える。

三十一 特例条例第二条の表五十二の項に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十二号。以下この項において「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項に	イ 法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において単に「計画」という。)の認定の申請に係る書類 ロ 法第三十条第二項後段の規定による計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認の申請に係る書類 ハ 法第三十一条第一項の規定による計画の変更の認定の申請に係る書類 ニ 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項後段の規
--	---

<p>において「省令」という。)の規定による申請書等(加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。)で別に規則で定めるもの</p>	<p>定による計画の変更が建築基準関係規定に適合するものであることの確認の申請に係る書類</p> <p>ホ 法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準(以下この項において単に「基準」という。)に適合している旨の認定の申請に係る書類</p> <p>へ 省令第三条第一項の規定による計画の認定の通知に係る書類</p> <p>ト 省令第六条において準用する省令第三条第一項の規定による計画の変更の認定の通知に係る書類</p> <p>チ 省令第八条第一項の規定による基準に適合している旨の認定の通知に係る書類</p>
--	--

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第一条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年石川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十一号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第十二号中「公開決定等に」を「公開決定等  
公開請求に係る不作為」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第二条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十五年石川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十三号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第二十一号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第二十五号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を「開示決定等  
訂正決定等  
利用停止決定等  
開示請求に係る不作為  
訂正請求に係る不作為  
利用停止請求に係る不作為」に

、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県組織規則の一部改正)

第三条 石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表長寿社会課の項第二号並びに同表医療対策課の項第八号及び第十号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第一第一号の表石川県開発審査会の項中「第五十条第一項」を「第五十条第一項前段」に改め、「不服の申立ての」を削り、同表石川県建築審査会の項中「特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定」を「同法第九十四条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決」に改め、同表第二号の表石川県情報公開審査会の項中「に対する不服申立て」を「及び公文書の公開請求に係る不作為に対する審査請求」に、「及び」を「並びに」に改め、同表石川県個人情報保護審査会の項中「開示、訂正又は利用停止決定等に対する不服申立て」を「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求」に改める。

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第四条 石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式備考1中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立て」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五号様式(その1)(裏)及び第五号様式(その1の1)(裏)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第五号様式(その1)(裏)及び第五号様式(その1の1)(裏)中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により」を「3箇月以内に」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五号様式(その1)(裏)及び第五号様式(その1の1)(裏)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第五号様式(その1の1)(裏)中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により」を「3箇月以内に」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五号様式(その1)(裏)及び第五号様式(その1の1)(裏)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第五号様式(その1)(裏)中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により」を「3箇月以内に」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五号様式(その1)(裏)及び第五号様式(その1の1)(裏)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第五号様式(その1)(裏)中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により」を「3箇月以内に」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定」を「裁決」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

第五号様式(その1)(裏)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求」を「3箇月以内に知事に審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六号様式(その1)備考1中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第七号様式(その五)中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

第十七号様式備考一中「受けとつた」を「受け取つた」に、「60日以内に行政不服審査法<sup>第5条</sup>第6条の規定により知事に<sup>審査請求を</sup>異議申立てを」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求を</sup>異議申立てを」に、「<sup>審査請求書</sup>は」を「<sup>審査請求書</sup>は」に改め、同様式備考二中「<sup>審査請求</sup>に」を「<sup>審査請求</sup>に」に、「<sup>裁決</sup>を」を「<sup>裁決</sup>を」に、「<sup>裁決</sup>の」を「<sup>裁決</sup>の」に、「<sup>審査請求</sup>が」を「<sup>審査請求</sup>が」に、「<sup>裁決</sup>が」を「<sup>裁決</sup>が」に改める。

第十七号の二様式(表)備考二及び第十七号の三様式備考二中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第十八号様式備考一中「60日以内に行政不服審査法<sup>第5条</sup>第6条の規定により知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」に、「<sup>審査請求書</sup>は」を「<sup>審査請求書</sup>は」に改め、同様式備考二中「<sup>審査請求</sup>に」を「<sup>審査請求</sup>に」に、「<sup>裁決</sup>を」を「<sup>裁決</sup>を」に、「<sup>裁決</sup>の」を「<sup>裁決</sup>の」に、「<sup>審査請求</sup>が」を「<sup>審査請求</sup>が」に、「<sup>裁決</sup>が」を「<sup>裁決</sup>が」に改める。

第十八号の二様式備考一中「60日以内に行政不服審査法<sup>第5条</sup>第6条の規定により知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」に、「<sup>審査請求書</sup>は」を「<sup>審査請求書</sup>は」に改め、同様式備考二中「<sup>審査請求</sup>に」を「<sup>審査請求</sup>に」に、「<sup>裁決</sup>を」を「<sup>裁決</sup>を」に、「<sup>裁決</sup>の」を「<sup>裁決</sup>の」に、「<sup>審査請求</sup>が」を「<sup>審査請求</sup>が」に、「<sup>裁決</sup>が」を「<sup>裁決</sup>が」に改める。

第十九号の八様式備考三、第十九号の十様式備考一、第十九号の十一様式備考一、第十九号の十二様式備考一及び第二十号様式備考三中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第二十号の二様式備考一中「受けとつた」を「受け取つた」に、「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第二十一号の五様式備考一中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第二十一号の五様式備考一及び第二十一号の六様式備考一中「受けとつた」を「受け取つた」に、「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

第二十一号の七様式備考一中「受けとつた」を「受け取つた」に、「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立て」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」に、「<sup>異議申立書</sup>」を「<sup>審査請求書</sup>」に改め、同様式備考二中「<sup>異議申立て</sup>」を「<sup>審査請求</sup>」に、「<sup>決定</sup>」を「<sup>裁決</sup>」に改める。

第二十一号様式備考一中「60日以内に行政不服審査法<sup>第5条</sup>第6条の規定により知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」に、「<sup>審査請求書</sup>は」を「<sup>審査請求書</sup>は」に改め、同様式備考二中「<sup>審査請求</sup>に」を「<sup>審査請求</sup>に」に、「<sup>裁決</sup>を」を「<sup>裁決</sup>を」に、「<sup>裁決</sup>の」を「<sup>裁決</sup>の」に、「<sup>審査請求</sup>が」を「<sup>審査請求</sup>が」に、「<sup>裁決</sup>が」を「<sup>裁決</sup>が」に改める。

第二十一号の三様式備考一中「60日以内に行政不服審査法<sup>第5条</sup>第6条の規定により知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」を「3箇月以内に知事に<sup>審査請求</sup>を異議申立て」に、「<sup>審査請求書</sup>は」を「<sup>審査請求書</sup>は」に改め、同様式備考二中「<sup>審査請求</sup>に」を「<sup>審査請求</sup>に」に、「<sup>異議申立書</sup>」を「<sup>審査請求書</sup>」に改める。



三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号備考1中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

(石川県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県核燃料税条例施行規則(平成二十四年石川県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号備考1中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立て」を「3月以内に知事に審査請求」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第五号備考1中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立て」を「3月以内に知事に審査請求」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第六号備考1中「60日以内に行政不服審査法第6条の規定により知事に異議申立て」を「3月以内に知事に審査請求」に改め、同様式備考2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号備考1中「60日」を「3箇月」に改め、「行政不服審査法第5条の規定により」を削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第十条 生活保護法施行細則(昭和二十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第十七号様式備考(1)中「60日」を「3か月」に改め、同様式備考(2)中「した日」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日)」を加える。

別記第十八号様式及び別記第十九号様式備考中「60日」を「3か月」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日)」を加える。

別記第三十七号様式備考(1)中「60日」を「3か月」に改め、同様式備考(2)中「できます。」を「できます(」に改め、「した日」の次に「(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)」を、「50日」の次に「(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日)」を加える。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第十一条 身体障害者福祉法施行細則(昭和六十年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号中「罨」を「罨」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第十二条 児童福祉法施行細則(昭和六十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号教示1、別記様式第十二号教示1及び別記様式第十六号教示1中「60日」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県消費生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第十二号

石川県消費生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

石川県消費生活支援センター条例施行規則(昭和四十四年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「センター」を「石川県消費生活支援センター(以下「センター」という。)」に「あつては」を「あつては」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 石川県訓令第1号

庁 中 一 般

官報報告規程(昭和39年石川県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第1項を次のように改める。

官報報告に関する事務を行わせるため、官報報告主任を置く。

第2条第2項中「あてる」を「充てる」に改める。

第3条中「報告を要する事項」を「官報報告をする場合の報告事項」に改め、同条の表2の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削り、同表4の項(2)中「及び労働委員会の事務局長」を削り、同項(3)中「教育委員会委員」を「教育委員会の教育長及び委員」に、「及び」を「並びに」に改める。

第4条中「官報に報告を要する事項については、」を削り、「すみやかに」を「前条の事項について報告をしようとするときは、」に改める。

別記様式第3号中「不服申立てが」を「審査請求が」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

別記様式第6号中「××委員会委員任命」を「××委員会委員(教育委員会教育長)任命」に、「補充」を「選任」に改め、「○○○○委員」の下に「(教育長)」を加え、「(とりこ)」を「とりこ」に、「××委員会委員 氏 名」を「××委員会委員(教育委員会教育長) 氏 名」に改める。

別記様式第8号中「××委員会委員( )」の下に「教育委員会教育長・」を、「○○○○委員」の下に「(教育長)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条の表2の項に係る部分に限る。)及び別記様式第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日前にされた処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合における原稿記載の様式は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の日以後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により教育長が任命された場合における原稿記載の様式は、改正後の第3条の規定にかかわらず、別記様式によるものとする。

別記様式(附則第三項関係)

石 川 県

教育委員会教育長任命

×月×日次の者が任命された。

教育委員会教育長 氏 名

## 告 示

### 石川県告示第172号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等(平成18年石川県告示第197号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

ただし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第46条第1項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、改正前の2の表の規定は、なおその効力を有する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の表農業倉庫業法施行細則(昭和2年石川県令第1号)の項を削る。

**石川県告示第173号**

高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法の規定に基づく聴聞会実施要綱(昭和63年石川県告示第71号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

題名を次のように改める。

火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく  
意見聴取会実施要綱

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第55条第1項、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第78条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第92条第1項の規定による意見の聴取(知事がした処分に係るものに限る。以下「意見聴取会」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出し中「聴聞会」を「意見聴取会」に改め、同条中「聴聞会の開催について、聴聞会」を「意見聴取会を開催しようとするときは、その期日、場所及び事案の内容並びに意見申出の期限をその期限」に改め、「処分に係わる者又は」を削り、「若しくは異議申立人」を「、利害関係人」に改める。

第3条第1項中「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

第4条を次のように改める。

(議長)

第4条 意見聴取会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項に規定する審理員が議長として主宰する。

第5条を削る。

第6条中「聴聞会」を「意見聴取会」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利害関係の疎明)

第6条 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

第7条を次のように改める。

(審査請求の要旨及び理由の陳述)

第7条 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

第8条中「被聴聞者」を「被意見聴取者」に、「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

第9条の見出し中「聴聞」を「意見聴取」に改め、同条第1項中「聴聞会」を「意見聴取会」に改め、同条第2項中「被聴聞者」を「被意見聴取者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第10条第2項中「被聴聞者」を「被意見聴取者」に改める。

第11条を次のように改める。

(欠席等の措置)

第11条 審査請求人又はその代理人が、正当な理由なく意見聴取会に出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

第12条第1項中「聴聞会にあつては」を「意見聴取会においては」に改め、同条第2項中「当該聴聞」を「意見聴取会」に改める。

第13条を次のように改める。

(記録の閲覧)

第13条 審査請求人又はその代理人は、石川県総務部危機管理監室消防保安課又は石川県総合事務所において、当該事案の記録を閲覧することができる。参加人その他書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はこれらの代理人も同様とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。